

相続人代表者指定届出書(市税)

年 月 日

仙北市長 へ
(税務課扱い)

届出人 住所 _____

氏名 _____

被相続人に係る市税の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

(亡くなった方) 被相続人	ふりがな 氏名	
	死亡時の住所	
	死亡年月日	年 月 日

相続人代表者	ふりがな 氏名		被相続人との続柄	
	住所			
	電話番号			
他の相続人	ふりがな 氏名	住所	被相続人との続柄	
摘要				

※ 固定資産において、相続登記が完了するまでの間、上記代表者は地方税法第 343 条第 2 項後段に規定されている「現に所有している者(納税義務者)」の代表となります。

※ 裏面もご確認ください。

	個人住民税	固定資産税	軽自動車税	国保税	後期高齢者保険料
仙北市 処理欄					

〈裏面〉

納税義務者が死亡されたときの市税の手続きについて

■納税義務の承継等

納税義務者の方が亡くなり、相続が生じた場合、その納税義務は相続人に承継されます。被相続人が亡くなられた後に納めていただく市税がある場合には、相続人の方に納めていただくことになります。

また、土地、家屋等の固定資産や軽自動車の所有者の方が亡くなられた後、翌年の賦課期日（固定資産は1月1日、軽自動車は4月1日）までに相続登記や名義変更が行われていない場合は、現に所有する方（現実的には相続人）が納税義務を負うことになります。

■相続人代表者の届出・指定

この届出は、亡くなられた方の賦課徴収及び還付に関する書類を受領してくださる代表者の方を指定していただくためのものです。

もしも、この届出が提出されない場合は市が相続人代表者を指定します。

相続人に相続放棄された方がいる場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し等を提出してください。

■届出先

- ・税務課
- ・田沢湖、角館、西木各市民センター
- ・各出張所

■お問い合わせ先

〒014-1298

秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

仙北市総務部税務課

TEL 0187-43-1117